

にじいろバトンサポーター規約

この規約(以下「本規約」という)は、認定 NPO 法人 ReBit(以下「当法人」という)と、にじいろバトンサポーター(以下「寄付者」という)との関係に適用する。

第 1 条 (規約の運用)

本規約は、当法人の定款で定められていない詳細な規則を定め、定款を補足するものである。

第 2 条 (定義)

寄付者とは、当法人の趣旨に賛同し共感し、「お金」、「気持ち」で支えてくれる個人のうち、第 3 条第 1 項に定める入会の申込みを行った者をいう。

第 3 条 (入会)

1. 入会の申込みは、当法人が別に定める入会申込フォームに必要事項を記入し、当法人に提出することによって行うものとする。
2. 寄付者は、前項に定める入会申込みを行った時点で本規約に同意したものとみなす。

第 4 条 (寄付金)

1. 寄付者が納付する寄付金は、一口 1,000 円 (月額) からとし、毎月寄付者が口数を任意に定めるものとする。
2. 寄付者は、当法人に対し、所定の日の前項に定める寄付金を支払うものとする。
3. 寄付者が、第 5 条に基づき退会した場合又は第 6 条に基づき除名処分を受けた場合には、当該退会又は除名処分の効力が生じた日以降、前項に定める寄付金の納付義務を負わない。

第 5 条 (退会)

1. 寄付者は、当法人が別に定める退会届に必要事項を記入し当法人に提出することで、退会届を当法人が受領した日の属する月の末日をもって退会するこ

とができる。

2. 次の各号の一に該当するに至ったときは、寄付者は、当該事由が発生した時点で退会したものとみなす。

- (1) 寄付者本人が死亡したとき
- (2) 当法人が解散等により消滅したとき

第6条（除名）

1. 当法人は、次の各号の一に該当する寄付者を除名することができる。

- (1) 当法人の事業を妨げ又は妨げようとしたもの
- (2) 寄付金の納付を怠り、かつ、当法人からの催告が到達してから20日を経過してもなお納付をしなかったもの
- (3) 故意又は重大な過失により、当法人に損害を生じさせたもの
- (4) 犯罪その他の行為により当法人の信用を失わせる行為をしたもの
- (5) 反社会的勢力との関係を有するもの又は関係を有すると強く疑われるもの
- (6) 本規約に違反したもの
- (7) 前各号に準じる事由があると当法人が認めた場合

2. 前項の除名処分を受けた場合、寄付者は、直ちに権利の行使を停止し、当法人に対し債務がある場合はすみやかに清算するものとする。

第7条（寄付金の使途）

寄付者から受領した寄付金は、当法人の事業運営全般に使用されるものとする。

第8条（寄付金の扱い）

当法人は、寄付者から受領した寄付金については、理由の如何を問わず、返還しないものとする。

第9条（特典）

寄付者は、次の各号に定める特典を受けることができる。

- (1) 当法人のオリジナルグッズや年次報告書の送付
- (2) 感謝祭や寄付者交流会への参加資格（年2回程度）
- (3) 当法人の最新情報の配信

第 10 条（特典の喪失）

次の各号の一に該当するに至ったとき、寄付者は、前条に規定する特典を受ける権利を喪失する。

- (1) 寄付者が、第 5 条第 1 項に基づき退会届の提出を行い、退会の効力が生じたとき
- (2) 第 5 条第 2 項各号に掲げる事由が生じ、退会の効力が生じたとき
- (3) 寄付者が、第 6 条に基づき除名処分を受けたとき

第 11 条（禁止行為）

寄付者は、次の各号に定める行為をしてはならない。

- (1) 寄付者の権利を第三者に譲渡又は使用させること
- (2) 当法人の許可なく、当法人の名称又はこれを連想させる名称を使用し活動すること

第 12 条（個人情報の保護）

1. 寄付者は、にじいろバトンサポーター制度を通じて知り得た他の寄付者の個人情報(住所・氏名・写真・電話番号・電子メールアドレス等)について、プライバシー保護のためその取扱いには十分注意し、寄付者以外の第三者に対し当該個人情報が記載された文書・電磁的記録等を譲渡若しくは売却し、又はその内容の一部若しくは全部を第三者に開示・漏洩してはならない。

2. 当法人は、当法人が保有する寄付者の個人情報に関して適用される法規を遵守するとともに、当法人のプライバシーポリシーに従って寄付者の個人情報を取り扱うものとする。

第 13 条（損害賠償）

1. 寄付者が本規約に反し、又はそれに類する行為によって当法人が損害を受けた場合、当該寄付者は、当法人が受けた損害を当法人に賠償しなくてはならない。

2. 寄付者間相互に生じた紛争において、寄付者は自己費用と責任において解決するものとし、当法人は一切の責を負わない。

第 14 条（残存条項）

寄付者が、第 5 条の規定に基づき退会した場合又は第 6 条の規定に基づき除名された場合であっても、第 4 条第 3 項、第 6 条第 2 項、第 10 条、第 12 条、第 13 条及び本条の規定は有効に存続するものとする。

第 15 条（規約の変更）

- 1.本規約は、理事会の決議により改正することができる。
- 2.前項により変更された本規約は、当法人ウェブサイト等において表示された時点から効力を生じるものとする。

(附則) 1 本規約は 2018 年 4 月 27 日より施行する。